

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	04-04-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本	
			担当者名	遠山	内線	2313	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	収収の安定的な確保				
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付						
対象者等	納税貯蓄組合連合会 55組合、727人の連合組織						
内容	主な活動内容 ・租税教育推進への取組み ・納期内納税や振替納税制度の普及推進 ・e-TAX及びeLTAXの普及推進 ・広報活動の充実						
経過	・昭和18年に、納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的として、納税施設法が公布・施行された。同法により、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、補助金を交付することとされた。昭和22年にこの法律は廃止されたが、昭和26年に納税貯蓄組合法及び同法施行令が制定・施行され、組合数及び組合員数が全国的に急速に増加した。 ・昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。 ・補助金は、都では昭和54年度まで単位組合に対して交付していたが、昭和55年以降は連合会に対して交付している。荒川区においても、納税貯蓄組合連合会に対し昭和60年度から補助金を交付している。 ・平成20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。 ・令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から街頭啓発活動は行わなかった。						
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ・納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税推進等への補助						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		元年度	2年度	3年度	4年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 特別区民税普通徴収納期内納付率 (納期内納付額/調定額) (%)	76.81	78.04	80.44	81.75	88.44	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	収収の安定的な確保に必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額	650	650	650	650	650	650	650
決算額 (4年度は見込み)	520	520	520	520	520	520	650
実績の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
事項名 (4年度は見込み)							
組合数 (組)	77	72	65	63	61	61	55
組合員数 (人)	943	897	836	786	758	758	727
中学生の税の作文の応募数	1,145	1,083	926	1,002	240	1,023	984

予算・決算の内訳							
令和2年度 (決算)			令和3年度 (決算)			令和4年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助
							650

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	695	492	▲ 203	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	520	520	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	109	52	▲ 57	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,324	▲ 1,064	260	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	1,324	1,064	▲ 260	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,324	▲ 1,064	260	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,324	▲ 1,064	260		

備考 行政費用では、納税貯蓄組合連合会に対する補助金である補助費等の割合が最も高い。

問題点・課題 区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが重要である。一方で、補助金対象の活動については、eLTAXの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している街頭啓発活動を、より効果的なものにしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しつつ、街頭啓発活動を実施するか否かについて判断していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、街頭啓発活動は行わなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視しつつ、街頭啓発活動を実施するか否かについて判断していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	未実施：杉並区

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	04-04-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	納税奨励費		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
			担当者名	遠山	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-03-02		その他奨励費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 不明（#VALUE!）年度		根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度		法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分		<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VII 計画推進のために						
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進						
	施策	03 税収の安定的な確保						
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。							
対象者等	納税義務者等							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 税に関する中学生の作文・税に関する標語・絵はがきコンクールにおける区長賞の設定及び表彰租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。 たばこ小売業者に対する販促品の配布 							
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な理由により休止した。平成12年度、平成13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、平成14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品の配布を行っていた。平成21年度から平成30年度までは、たばこを取り巻く環境の変化からたばこエチケットのPRにシフトチェンジしたものの、令和元年度からは、再び事業主旨である「区内でたばこを買うこと」のPRをメインに販促品を作成している。 申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、平成13年度を契機に見直しを行い廃止した。 平成20年度から平成22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。 税務署、都税事務所と共催していた年末調整説明会については、令和3年度以降、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供体制となったことから実施しないこととなった。 							
必要性	自主申告、納期内納税の促進及び将来を担う児童・生徒の租税に対する意識高揚のために必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） （1）税に関する中学生の作文、税に関する標語、絵はがきコンクール 夏休み期間中募集 （2）たばこ税PR用品の配布							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	特別区民税納期内納付率(%) (納期内完納額/調定額)	90.81	91.77	92.59	93.23	92.44	現年課税分(普徴・特徴・過年度合計)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
重点的に推進	重点的に推進		税収の安定的な確保に不可欠な事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		376	461	643	764	543	510	443
決算額（4年度は見込み）		371	351	401	404	373	355	443
実績の推移	事項名（4年度は見込み）	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	ポケットティッシュ（作成数）	35,500	35,500	41,000	41,000	39,000	39,000	39,000
予算・決算の内訳								
令和2年度（決算）			令和3年度（決算）			令和4年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	361	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	344	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	431
役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	12
使用料等	年末調整説明会増使用料、たばこ税手持品課税説明会増使用料等	0	使用料等	年末調整説明会増使用料、たばこ税手持品課税説明会増使用料等	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,390	1,264	▲ 126	地方税等	0	0	0	
	物件費	373	355	▲ 18	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	217	133	▲ 84	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,980	▲ 1,752	228	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,980	1,752	▲ 228	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,980	▲ 1,752	228	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,980	▲ 1,752	228		

備考

○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。
○物件費の大部分は需用費であり、需用費の内訳としては、たばこ税PR用品における印刷製本費が最も多い。

問題点・課題

○たばこ税PR用品は、税込確保と併せて環境への配慮、マナー向上等のPRしていく必要がある。
○賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等の区への提出資料について、期限の順守、eLTAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。
○特別徴収義務者の制度に対する理解が不足していることが課題となっており、国税庁によるデジタル技術を活用した情報提供を案内するなどして、今後も周知徹底を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	たばこ税率の引上げ等が予定されているため、適切に申告、納税が行われるよう税務署、都、納税義務者と緊密に連携を図る。	たばこを区内で購入してもらえるようPR用品について、配付個数やPR内容など関係団体と緊密に連携し、より一層のたばこ税増収に努めた。	今後もたばこを区内で購入してもらい、更なるたばこ税増収に繋げるため、PR内容等について、関係団体とより一層の連携に努める。
②	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会等へ区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明する。	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会等に区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等の説明を行った。	荒川税理士会や荒川法人会が独自に開催している勉強会等に区職員を講師として派遣し、給与支払報告書等について説明する。
③			

他区の実況	(実施) 0 区	未実施) 0 区	不明) 22 区)
議会議要旨(要旨)			

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	04-04-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
		担当者名	金森	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-05-01	自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 30（ 1955 ）年度	根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ	計画推進のために				
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進				
	施策	03	税収の安定的な確保				
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁(区)の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。						
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等						
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車を除く。） ウ 大型特殊自動車 ② 国土交通大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を交付し、同番号標（仮ナンバー）を貸与する（有効期間：原則5日間）。						
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 申請に基づく自動車臨時運行許可証の交付と同番号標（仮ナンバー）の貸与（許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
4年度	5年度						
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
予算額		42	41	39	47	50	69	45
決算額 (4年度は見込み)		40	39	39	40	50	69	45
実績の推移	事項名 (4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	許可件数 (区民事務所分を含む)	493	487	489	484	486	498	578

予算・決算の内訳								
令和2年度 (決算)			令和3年度 (決算)			令和4年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費、印刷製本費	50	需用費	消耗品費、印刷製本費	69	需用費	消耗品費、印刷製本費	45

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額		2年度	3年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,390	1,756	366	地方税等	0	0	0
	物件費	50	69	19	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	145	176	31
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	145	176	31
	賞与・退職給与引当金繰入額	217	184	▲ 33	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,512	▲ 1,833	▲ 321
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,657	2,009	352	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,512	▲ 1,833	▲ 321
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,512	▲ 1,833	▲ 321	

備考
 ○行政費用では、給与関係費の割合が最も高い。
 ○物件費は全て需用費である。
 ○行政収入の使用料及び手数料は、臨時運行許可申請手数料である。

問題点・課題
 ○許可証及び番号標 (仮ナンバー) の未返納件数の低減
 ○許可証及び番号標 (仮ナンバー) 長期未返納者への対応 (実態調査の実施や警察への通報など)

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	許可申請受付の際に、複数の連絡先を記入してもらうなど、長期未返納者が発生しないように対応を行う。	受付時に複数の連絡先を伺うなどの対応により、長期未返納者を出すことなく番号標を回収できた。	長期の未返納者が出ないように、今後も受付時に複数の連絡先を伺うなどの対応を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和4年度）

No1

事務事業コード	04-04-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	区税賦課徴収事務費		部課名	区民生活部税務課	課長名	根本		
			担当者名	横山、齋藤、荒川	内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（4年度）	01-01-01	賦課徴収事務費						
	01-01-02	区税等の支払方法の拡充						
	01-01-03	電子申告システム運用事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 4年度 <input type="radio"/> 3年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（1950）年度	根拠	地方税法等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	15	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03	税収の安定的な確保					
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費							
対象者等	納税義務者等							
内容	<p>・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。</p> <p>・区税賦課徴収事務費の主なものは、過誤納金還付金（減額更正等により税額が変更されたことによる過納金、二重納付等により超過納付した場合の誤納金等）、滞納整理支援システム保守運用、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。</p>							
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から滞納整理支援システムを導入 ・平成15年度から徴収嘱託員制度を導入 ・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。 ・平成21年度から税務専門指導員を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を実施。 ・平成21年7月納付案内センターを開設。滞納者を出さない取組みとして電話による納付案内を実施。 ・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入 ・平成23年度からインターネット公売開始 ・平成28年度に不動産の公売を実施 特別徴収義務者に対する搜索実施 ・平成29年度からオール東京での特別徴収の徹底を開始 自動車の差押・取上及び公売を実施 ・令和元年度をもって徴収嘱託員制度を廃止 ・令和3年度5月からスマートフォン決済アプリ納付（PayPay、LINEPay）を導入（順次拡充） 							
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費及び法の規程により還付しなければならない過誤納還付金であるため。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			元年度	2年度	3年度	4年度見込み		目標値(8年度)
	①	特別区民税現年課税分徴収率(%)	98.30	98.39	99.09	98.21	99.08	
	②	特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	45.51	45.13	46.93	45.85	49.24	
③	特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	76.81	78.04	80.44	81.75	88.44		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
4年度		5年度						
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠な事業であり、一部は法令上の必要経費でもあるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
予算額	127,521	284,931	200,349	169,337	263,979	227,325	263,268	
決算額(4年度は見込み)	113,077	151,246	145,800	121,448	223,949	188,831	263,268	
実績の推移	事項名(4年度は見込み)	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
	区税収入の推移(千円)	16,724,726	16,890,444	17,553,888	18,009,629	18,437,450	18,562,761	18,337,166

令和2年度(決算)			令和3年度(決算)			令和4年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬・期末手当等	報酬・期末手当等	19,758	報酬・期末手当等	報酬・期末手当等	19,887	報酬・期末手当等	報酬・期末手当等	20,441
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,819	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	10,022	一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	10,775
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	54,034	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	51,790	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	72,371
委託料	その他の委託料	33,317	委託料	その他の委託料	31,183	委託料	その他の委託料	72,216
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	183	使用料及び賃借料	預金電子照会サービス利用料等	1,256	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料(預金電子照会サービス利用料等)	5,839
備品購入費	備品購入費	473	備品購入費	備品購入費	492	備品購入費	備品購入費	0
償還金利子等	過誤納金還付金	95,732	償還金利子等	過誤納金還付金	67,084	償還金利子等	過誤納金還付金	71,337

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	2年度	3年度	差額	2年度		3年度	差額		
行政費用	給与関係費	299,778	297,904	▲ 1,874	地方税等	18,488,617	18,499,439	10,822	
	物件費	102,405	95,430	▲ 6,975	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	33,437	27,380	▲ 6,057	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	92,331	67,302	▲ 25,029	使用料及び手数料	7,017	7,163	146	
	減価償却費	0	0	0	その他	22,689	11,815	▲ 10,874	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	66,777	54,058	▲ 12,719	行政収入合計(a)	18,551,760	18,545,797	▲ 5,963	
	賞与・退職給与引当金繰入額	44,319	29,344	▲ 14,975	行政収支差額(a)-(b)=(c)	17,946,150	18,001,759	55,609	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	605,610	544,038	▲ 61,572	通常収支差額(c)+(d)=(e)	17,946,150	18,001,759	55,609	
特別費用(g)	18,513	12,397	▲ 6,116	特別収入(f)	1,600	2,163	563		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 16,913	▲ 10,234	6,679	当期収支差額(e)+(h)	17,929,237	17,991,525	62,288		

備考
 ○行政費用では給与関係費、物件費及び補助費等の割合が高い。
 ○補助費等の減少は、還付金等の支払額の減少によるものである。
 ○行政収入のその他は主に特別区税の延滞金の増減を、特別収入は還付未済額の増減を表している。

問題点・課題
 ○利便性向上のため、令和3年5月に導入したスマートフォン決済アプリ納付等の更なる拡充と周知を行い、納付しやすい環境づくりを行う。また、徴収率向上のため、未納者に対しては、早期に財産調査等により生活実態を十分調査した上で、滞納整理に着手していく必要がある。
 ○滞納の発生を抑止するため、特別徴収(給与天引き)及び口座振替の比率を高めていく必要がある。
 ○特別徴収義務者の滞納の発生を抑止するため、丁寧な相談を行う必要がある。
 ○過誤納金還付金は、景気変動に伴い還付額が増加した場合には予備費充当等の事態も想定される。

問題点・課題の改善策

	令和3年度に取り組む具体的な改善内容	令和3年度に実施した改善内容および評価	令和4年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期に催告・財産調査・滞納処分を行っていく。	書類や電話、訪問などの方法で納付を促すとともに、納付も相談もない者については、財産調査を行い財産が見つかり次第、差押を行った。	納期内納税者との公平性を担保するため、納付がない者への催告や財産調査、差押を速やかに行っていく。
②	特別徴収義務者に対する制度の周知について、きめ細やかな対応を行っていく。	特別徴収義務者へ送付する当初税額通知書に、制度の順守を周知するチラシ及び質疑応答集を同封した。	特別徴収義務者に対する制度の周知について、引き続き、きめ細やかな対応を行っていく。
③	電子納税の適切な処理方法及び特別徴収義務者に対する適切な金額での納付の周知を行い、過誤納金を減らす。	電子納税で過誤納金が発生した事業所に対して、早期に個別連絡をし、適切な金額の周知に努めた。	過誤納金を減らすため、電子納税に限らず、納付書やネットバンキング利用の特別徴収義務者に対しても適切な金額の周知を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨)